

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年1月31日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 7号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について
- 議第 8号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について
- 議第 9号 平成26年度農作業賃金・機械作業料金について
- 議第10号 新規就農者営農計画に対する意見について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 35名

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 巻 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |

1 3 番 鶴 卷 俊 樹 委員	1 4 番 村 山 佐喜雄 委員
1 5 番 山ノ内 正 委員	1 6 番 大 竹 正 信 委員
1 7 番 廣 川 哲 也 委員	1 8 番 田 邊 稔 委員
1 9 番 五十嵐 俊 雄 委員	2 0 番 坂 井 和 弘 委員
2 1 番 阿 部 銀次郎 委員	2 2 番 野 水 敏 秋 委員
2 3 番 野 崎 文 夫 委員	2 4 番 嘉 藤 太加雄 委員
2 5 番 佐 藤 裕 雄 委員	2 6 番 阿 部 新一郎 委員
2 7 番 星 野 英 治 委員	2 8 番 藤 田 吉 則 委員
2 9 番 渡 邊 一 英 委員	3 0 番 原 正 利 委員
3 1 番 小 師 勉 委員	3 2 番 目 黒 伸 一 委員
3 3 番 山 田 佳 典 委員	3 4 番 蒲 澤 正 委員
3 5 番 小 林 六 一 委員	

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	大 坂 純 司
事 務 局 次 長	斎 藤 公 明
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
経営基盤係主任	鈴 木 和 志

午後 3 時 0 0 分 開会及び開議

(午後 3 時 3 3 分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、定例総会を開会いたします。

それでは、出席状況を申し上げます。定員 3 5 名のところ、現在員 3 5 名、出席 3 5 名、欠席ゼロで総会は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3 番、清水栄委員、3 3 番、山田佳典委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議第 1 号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、1 番、大桃伸之委員、3 番、清水栄委員、5 番、熊倉睦委員、2 9 番、渡邊一英委員は、農業委員会等に関する法律第 2 4 条 1 項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午後 3 時 0 7 分 1 番大桃伸之委員、3 番清水 栄委員、5 番熊
倉 睦委員、2 9 番渡邊一英委員退席)

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

20ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定47件、22万3,722.15㎡、再設定56件、26万3,174.87㎡、利用権移転2件、1万2,482㎡、合計で105件、49万9,379.02㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの384番から順に説明いたします。

384番は、東大崎2丁目地内の農地8筆、1,520㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

385番は、箆場地内の農地4筆、3,042㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

386番は、西本成寺1丁目ほか地内の農地7筆、2,712㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

387番は、西鱒田地内の農地1筆、1,902㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

388番は、鶴田1丁目地内の農地3筆、2,719㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

389番は、茅原地内の農地10筆、5,745.21㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

390番は、森町地内の農地6筆、1万257㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

391番は、笹巻地内の農地3筆、3,131㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

392番は、吉田地内の農地3筆、4,012㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

393番は、長嶺地内の農地10筆、7,989.19㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

394番は、長嶺地内の農地11筆、8,014㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

395番は、荻島地内の農地22筆、1万8,759㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

396番は、山王西地内の農地3筆、2万3,469㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

397番は、笠堀地内の農地11筆、1万5,254㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

398番は、西本成寺1丁目地内の農地2筆、1,331㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

399番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、333㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

400番は、井栗1丁目ほか地内の農地7筆、6,191㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

401番は、荒沢地内の農地1筆、247㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

402番は、荒沢地内の農地4筆、2,530㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

403番は、上谷地地内の農地2筆、3,425㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

404番は、上谷地地内の農地1筆、2,023㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

405番は、白山新田地内の農地1筆、3,506㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

406番は、竈場ほか地内の農地11筆、1万160㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

407番―1は、金子新田ほか地内の農地8筆、1万2,945㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

408番―1は、下保内地内の農地1筆、1,090㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

409番―1は、柳川新田地内の農地4筆、4,788㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

410番―1は、柳川新田地内の農地1筆、2,023㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

411番―1は、柳川新田地内の農地4筆、683㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

412番―1は、柳川新田地内の農地1筆、2,023㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

413番―1は、柳川新田地内の農地4筆、2,791㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

414番―1は、柳川新田地内の農地1筆、495㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

415番―1は、大宮新田ほか地内の農地3筆、3,529㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

416番―1は、柳川新田地内の農地1筆、1,937㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

417番―1は、柳川新田地内の農地2筆、1,070㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

418番―1は、柳川新田地内の農地7筆、4,677㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

４１９番―１は、吉田地内の農地３筆、４，６８５㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。

４２０番は、東鰯田地内の農地５筆、２，９８３㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

４２１番は、東鰯田地内の農地２筆、８３０㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

４２２番は、東鰯田地内の農地２筆、２，８８０㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

４２３番は、東鰯田ほか地内の農地９筆、９，６１７㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

４２４番は、東鰯田地内の農地２筆、１，７４９㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

４２５番は、西中地内の農地５筆、２，０３７㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

４２６番―１は、柳沢地内の農地２筆、４，０４５㎡を新規により１０年間利用権設定するものであります。

４２７番―１は、西大崎１丁目地内の農地４筆、８０２．７５㎡を新規により１０年間利用権設定するものであります。

４２８番―１は、袋地内の農地２筆、５，９９８㎡を新規により１０年間利用権設定するものであります。

４２９番―１は、下保内地内の農地６筆、７，７４７㎡を新規により１０年間利用権設定するものであります。

４３０番―１は、大宮新田ほか地内の農地２筆、４，０２６㎡を新規により１０年間利用権設定するものであります。

次の４３１番から１９ページの４８６番までの５６件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、４８７番は原地内の農地１筆、１，４２５㎡を１年間利用権移転するものであります。

４８８番は、原ほか地内の農地１１筆、１万１，０５７㎡を１年間利用権移転するものであります。

４８９番は、桜木町ほか地内の農地６筆、３，２７１㎡を新規により９年間利用権設定するものであります。

２１ページをごらん願います。４０７番―２から２３ページの４３０番―２までの枝番がついております１８件、６万５，３５４．７５㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規設定及び再設定により６年から１０年間利用権設定するものであり、議案中の枝番１と枝番２は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

こんにちは。それでは、第3調査部会の調査結果についてを報告いたします。

第3調査部会は、1月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、12時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定47件、再設定56件、利用権移転2件、合計件数105件、面積にして49万9,379.02㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

1番、大桃伸之委員、3番、清水栄委員、5番、熊倉睦委員、29番、渡邊一英委員の着席を願います。

（午後3時21分 1番大桃伸之委員、3番清水 栄委員、5番熊

倉 睦委員、29番渡邊一英委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員の皆さんに報告いたします。

議第1号の『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査報告のとおり全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

27ページをごらん願います。今月の申請は12件の申請で、合計5万5,341.1㎡であります。

それでは、戻りまして25ページの73番から順に説明いたします。

73番は、塚野目地内の農地3筆、6,049㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円であります。

74番は、長嶺地内の農地1筆、2,990㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

75番は、小古瀬地内の農地1筆、132㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

76番は、福島新田ほか地内の農地6筆、1,694㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円あります。

77番は、福島新田地内の農地1筆、378㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約1,000万円あります。

78番は、長沢地内の農地2筆、288.6㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約60万円あります。

79番、80番は、西本成寺2丁目地内の農地2筆、115㎡と西本成寺2丁目地内の農地2筆、94㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

81番は、檜山ほか地内の農地26筆、1万9,844㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

82番は、原地内の農地4筆、1,901.5㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

83番は、上谷地ほか地内の農地7筆、9,474㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

84番は、中浦ほか地内の農地13筆、1万2,381㎡を相手方の要望により、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

以上12件が今月の申請分であります。

以上、説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

4 番、村井委員。

第3調査部会長（4 番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの4件、合計件数12件、面積5万5,341.1㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

29ページをごらん願います。今月の申請は、4件の申請で、合計1,570㎡であります。

それでは、戻りまして28ページの37番から順に説明いたします。

37番は、石上1丁目地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、駐車場、雪おろし場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、どれみ保育園の南側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

38番は、西大崎2丁目地内の農地1筆、169㎡を売買により取得し、老人福祉施設兼貸美容室1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、老人福祉施設こころつくしの西

側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

39番は、計画変更のみの申請であります。荻堀地内の農地1筆、1,038㎡を住宅1棟、車庫兼物置1棟、資材置き場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市下田庁舎西側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

40番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、建売住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、三条中央自動車学校東側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして4件、面積にして1,570㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

30ページをごらん願います。今月の申請は1件の申請で、103㎡であります。

それでは、３８番の説明をいたします。

３８番は、西本成寺地内の農地１筆、１０３㎡を道路用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校グラウンドの北東側３００ｍ付近で、住宅等が連なる区域内であることから、第３種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

４番、村井委員。

第３調査部会長（４番村井善一郎委員）

議第４号『農地法第４条の規定による許可申請について』は、件数にして１件、面積にして１０３㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第４号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第５号『農地法第５条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第５号『農地法第５条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、３３ページをごらん願います。１１件の申請で、合計１万２，０５６．９６㎡であります。

それでは、戻りまして３１ページの８６番から順に説明いたします。

８６番から８８番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第５条の許可申請でございますので、説明を略させていただきます。

89番は、旭町2丁目地内の農地2筆、2,002㎡を売買により取得し、宅地分譲8区画と道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、裏館小学校東側150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

90番は、新光町地内の農地13筆、6,244.96㎡を売買により取得し、宅地分譲28区画、道路、公園などの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、三条警察署北側250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

91番は、西本成寺地内の農地1筆、23㎡を贈与により取得し、既存宅地と一体利用して駐車場1台、通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校グラウンド北東側に隣接しており、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

92番は、新堀地内の農地3筆、157㎡を売買により取得し、駐車場5台、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、栄中学校南側に隣接しており、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

93番は、荒町2丁目地内の農地2筆、1,830㎡を賃借権の設定により取得し、店舗1棟、給油施設1棟、洗車場などの用地として利用したいものです。場所につきましては、体育文化センター北側250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

94番は、西本成寺地内の農地1筆、634㎡を売買により取得し、建売住宅2棟、道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、本成寺中学校グラウンドの北東側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

95番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、304㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、本成寺赤門南西側300m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

96番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、330㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東病院の北側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第 5 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』は、件数にして 11 件、面積にして 1 万 2,056.96 m²で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 5 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 6 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

なお、2 番、鶴巻純一委員は、農業委員会等に関する法律第 24 条 1 項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いします。

2 番（鶴巻純一委員）

上程いただいた議案につきましては、私が農業委員会法第 24 条の規定に該当いたしますので、議案の審議中は退席させていただきます。

（午後 3 時 38 分 2 番鶴巻純一委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

この議案につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第 6 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』説明いたします。

今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後 8 年未経過の土地はございません。

まず、三条地区について説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更 5 件について三条農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

三条地区の 1 件目について説明いたします。申請人は、三条市であります。三条市は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として児童クラブを設置しております。井栗児童クラブは、放課後井栗小学校の図工室をクラブ室として利用いたしております。

利用児童数がふえ、クラブ室が手狭となり、屋外運動広場もないことから児童クラブ運営に支障を来しております。一方、ふじの木保育園の園児数は200名を超え、三条市内で最も大きい保育園であります。これら園児を受け入れるため、昨年度園庭の一部を利用して保育室を増築したことから園庭が手狭となり、園児の屋外活動に支障を来しております。井栗児童クラブについては、児童クラブ棟、屋外広場、保護者の送迎用の駐車場を整備し、ふじの木保育園については園庭を整備するものであります。ふじの木保育園の園庭の用地は市から貸し付けをし、園庭整備及び管理運営はふじの木保育園が行う予定であります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（１）をごらんください。申請土地は、三条市西潟302番地ほか1筆で、3,285㎡であります。場所につきましては、井栗小学校とふじの木保育園の間に挟まれた土地でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、三条地区の2件目について説明いたします。申請人は、西潟地内で農業を営んでおられます。生産者の意欲向上や農業経営の安定を図るため、農産物直売所を申請地に建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（２）をごらんください。申請土地は、三条市西潟300番地1ほか2筆で、2,002㎡であります。場所につきましては、ふじの木保育園の北側に隣接しております。

続いて三条地区の3件目について説明いたします。申請人は、カタログギフトの総合商社として営業しており、北入蔵3丁目地内に本社、物流センターを構えております。業務の効率化及び製品管理の観点から、現従業員駐車場に第四物流センターを建設する計画でございます。第四物流センター建設による駐車場の減は407台で、新規採用職員を50名ほど予定していることから457台分の確保が必要となっており、申請地に駐車場を設置したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（３）をごらんください。申請土地は、三条市北入蔵3丁目815番地ほか8筆で、8,406㎡でございます。場所につきましては、申請者の駐車場の東側に隣接しております。

続いて三条地区の4件目について説明します。申請人は、産業用機器部品の加工、販売を行っており、三貫地地内に本社を構えております。三条金属工業団地にある塚野目工場において事業の拡大を計画しており、100人程度の人員を必要としております。また、現駐車場を大型トラックの回転場や通路として利用したいことから、来客及び従業員駐車場81台分の確保が必要となっており、申請地に駐車場を設置したいものであります。

変更箇所については、変更箇所詳細位置図（４）をごらんください。申請土地は、三条市大宮新田字赤田313番地の1で、1,958㎡であります。場所につきましては、申請者塚野目工場の東側に隣接しております。

続いて三条地区の5件目について説明いたします。申請人は、南四日町地内のアパートに住んでおります。両親は、農業を月岡で営んでおり、農業の繁忙期には両親とともに

に作業を行うこととしていることから、月岡地内の申請地に分家住宅を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（５）をごらんください。申請土地は、三条市月岡字立石６２０番地の１、３５２㎡であります。場所につきましては、西大崎西本成寺線、月岡小学校の入口交差点の南側に位置しております。

次に、栄地区について説明いたします。栄地区でお願いする案件は、軽微変更２件について、栄農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

栄地区の１件目について説明いたします。申請人は、小古瀬地内において農業を営んでおられ、農業経営の効率化を図るため、自家用乾燥調整施設の設置を検討しております。既存の農作業所では手狭なため、申請地に農作業所を建設したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（１）をごらんください。申請土地は、三条市小古瀬１６３１番地ほか２筆、合計で３６０㎡であります。場所につきましては、小古瀬集落の南側で、県道分水・栄線に隣接しております。

続いて栄地区の２件目について説明いたします。申請人は、新堀地内で農業を営んでおられ、現在ＪＡに乾燥調整を委託しておりますが、日程調整や経費負担の軽減の観点から自家用乾燥調整施設の設置を検討しております。既存の農作業所では手狭なため、申請地に農作業所を建設したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（２）をごらんください。申請土地は三条市新堀１９６７番地ほか１筆、４８８㎡であります。場所につきましては、栄中学校の北側に位置しております。

続きまして、下田地区について説明いたします。下田地区においてお願いする案件は、重要変更２件、軽微変更１件、計３件について下田農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものです。

下田地区の１件目について説明いたします。申請人は、県外で就職をしておりましたが、三条市で再就職し、現在は原地内の両親宅に同居しております。両親は、農業を原地内で営んでおり、農業の繁忙期には両親とともに農作業を行うこととしていることから、両親の住まいに近い原地内の申請地に分家住宅を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（１）をごらんください。申請土地は、三条市原字長表１６１番地ほか１筆、３３５㎡であります。場所につきましては、長沢小学校の南側に位置しております。

続いて下田地区の２件目について説明いたします。申請人は、田屋地内に住宅を構えておりましたが、平成２３年７月の新潟・福島豪雨水害により住宅が流出したため、現在は飯田特定公共賃貸住宅に入居しております。入居期限もあるため、申請地に住宅を建設したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（２）をごらんください。申請土地は、三条市田屋字枅島５３番地１ほか１筆で、４２３㎡であります。場所につきましては、申請者の前住宅の北側で、永田新橋右岸の北西側に近接しております。

続いて下田地区の３件目について説明いたします。申請人は、牛野尾地内で農業を営

んでおられ、使用している農作業所は老朽化が著しく、建て替えを必要とする状態であります。農作業所は自宅から600mほど離れた場所にあるため、作業の効率化、防犯の観点から申請地に建設したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（3）をごらんください。申請土地は、三条市牛野尾字千葉650番地の1のうち199㎡であります。場所につきましては、牛野尾集落内で自宅の南側に隣接しております。

以上10件であります。ご審議の上、意見決定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区5件で、面積は1万6,003㎡、栄地区2件で、面積は843㎡、下田地区3件で、面積は957㎡の現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

2番、鶴巻純一委員の着席を願います。

（午後3時51分 2番鶴巻純一委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、部会長の調査報告のとおり全件変更やむを得ないものと認めました。

以上です。

第3調査部会長は自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』、2件を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』説明いたします。

議第7号の参考資料をごらんいただきたいと思います。

先般1月24日に皆様から選挙人名簿の審査をいただきましたが、その審査結果に基づき投票区、行政区ごとの登録者数を集計したものでございます。三条市全体では4,372世帯、男性5,860人、女性4,364人、計1万224人であります。

昨年の1月31日の数字と比較いたしますと、三条地区ではマイナス674人、計で4,478人。栄地区ではマイナス376人、計2,657人。下田地区ではマイナス527人、計2,089人であります。市全体ではマイナス1,577人、先ほどと同様ですが、計1万224人でございます。

登録者数は以上のとおりであります。ご決定をいただきますと、総会終了後、選挙管理委員会に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』説明いたします。

議第8号の参考資料をごらん願います。

ご承知のように、選挙人名簿の申請がなかった場合に代申制度がございます。参考資料のとおり、投票区ごとの代申件数であります。三条地区では12投票区の計で579件、栄地区9投票区の計で358件、下田地区では13投票区の計で686件、市全体では34投票区の計で1,623件でありました。

議第7号及び議第8号については以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、議第7号、議第8号につきましては、ただいま事務局が報告申し上げたとおりご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『平成26年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経緯があります。今回も農政対策部会に付託したらいかたとご提案申し上げますが、先ほど私冒頭の挨拶の中で、やはり今年度より政策が変わった中で、利用料金あるいは農作業賃金、小作料についてはどのように進めていったらいいか、皆さん何かご意見がございましたら参考までに聞いておきたいのですが。

佐藤満委員。

9 番（佐藤 満委員）

9 番、佐藤です。

昨年度も申し上げましたが、農作業にはそれが一般作業であろうと機械作業であろうと様々な経費がかかりますので、その点を農政対策部会のほうで十分研究してもらい、便宜を図っていただきたいと思います。農業では他人に作業を委託したり、または他人からの委託を受けたりするわけですから、委託する側も委託を受ける側もあまり負担がかからないような農作業賃金等を考えてもらいたい。今年は燃料も高騰しており、4 月には消費税も増額となることから、農政対策部会には十分な検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

はい。廣川哲也委員。

17 番（廣川哲也委員）

17 番、廣川です。会長から意見を聞かせてほしいということでございますので、申し上げさせていただきたいと思います。

農作業賃金、機械作業料金等については、本年の4月1日から消費税も上がることでございますので、その分が正常に転嫁されるようにこの標準額の決定、また金額の表示の仕方等、今までは消費税込みの料金で発表しておりましたが、その点のところも含めてご検討をいただきたいと思います。

また、今回標準額が示される際にどういう過程でこのようになったかということを丁寧に農業者の皆さんに伝わるようにお努めをしていただきたいと思います。

2 点お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、ただいま2点ほど意見が述べられましたが、その意見を参考にしながらまた農政対策部会のほうへ付託していきたいと思いますが、皆さんご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないということで、農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第１０号『新規就農者営農計画に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第１０号『新規就農者営農計画に対する意見について』説明いたします。

別冊であります議第１０号参考資料をごらん願います。今回就農計画認定の変更を申請されている方は、大島にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。年齢は１９歳で、現在は新潟県農業大学校の園芸経営科で果樹栽培の基礎知識や農業経営などを学ばれておられます。今春から新規就農を計画をされている方です。

農業経営の将来構想といたしましては、現在は果樹と水稻の複合経営ですが、果樹部門と水稻部門の２部門に分け、申請人は果樹部門を担当するものであります。桃を主力として、新たに西洋梨を導入した経営を展開し、徐々にではありますが、直売の割合を高め、将来は全量直売を目指したいとの構想であります。

さらに、６次産業化に取り組み、桃の加工品でもある桃ジャムを手がけ、経営の安定と所得の拡大を図るものであります。

５年後の目標といたしましては、桃の栽培として面積２ヘクタール、出荷量２０トン、西洋梨の栽培面積０．１ヘクタールで、農業所得３８１万９，０００円であります。

農業労働力は、本人を含め家族３人でございます。

４ページから５ページに年間の経営目標達成のための計画が年次別に記載されております。

以上のことから就農計画は妥当と思われ、有望な人材であり、また地域農業を担う農業経営者に育ってくれるものと期待するものであります。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

皆さんのほうで何か意見はございますか。

山田委員。

３３番（山田佳典委員）

３３番、山田です。

この新規就農者につきましては、私の担当地区でもありますので、意見を述べたいと思います。先般お宅のほうにお伺いし、本人といろいろなお話をし、今後の計画を聞いてまいりました。ただいま事務局が言われたとおりに農業大学校でいろいろな勉強、技術、経営等を学んでおりますが、春から畑に出て実際の作業を担っていくこととなっていくのですけれども、それをするに当たっても地域の先輩や当然お父さんなどから学びながらやっていくものとお話を聞きながら感じました。将来的には当地区の担い手と

なってくれるものと、感じて帰ってきた次第です。今後農業経営者の不足の中でこういう若い人材が育っていくことを皆様方のご支援をいただきながらお願いしたいなと思っております。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかに何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、議第10号につきましてはこの計画を適当と認め、同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

私のほうからお願いですが、山田委員におかれましては渡邊さんを今後また指導してもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

33番（山田佳典委員）

はい、わかりました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第8号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山佐喜雄委員。

第1査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月第1調査部会の当番でございます。来月2月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は２８日を予定しております。

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

ほかに皆様のほうで何かご意見ございませんでしょうか。

野水委員。

２２番（野水敏秋委員）

先ほど議第９号の平成２６年度の農作業賃金及び機械作業料金について付託いただきましたけれども、２月１９日、農政対策部会の会議を午後２時に開催いたします。お二人の委員からいただきました意見も踏まえまして審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、以上をもちまして定例総会を終了させていただきます。

午後４時２０分 閉会

会議の~~人~~末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（3 3 番）
